

学校教育目標

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ○ 合理的な思考力と判断力の育成 | ○ 個人の尊厳を重んじる人間の育成 |
| ○ 協力する精神の涵養と個性の伸長 | ○ 健全な心身の陶冶 |

活動方針

- (1) 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、目標達成に向け努力すること等を通して、社会性・人間性の育成を図る。
- (2) スポーツに興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりできる場とする。

① 学校教育の一環としての運動部活動

- (1) 運動部活動の設置
- ア 本校教育の一環として、運動部活動を設置する。
- イ 運動部活動の意義（ねらい）に立ち返り、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した運動部活動を実施する。
- (2) 運動部活動の方針の策定等
- ア 毎年度、本活動方針を策定する。
- イ 運動部顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記のア及びイを学校のHPへの掲載等により公表する。
- (3) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知
- イ 教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の改善に努める。
- ウ 生徒・保護者及び地域に対して、活動方針や活動計画等を説明し、周知徹底する。

② 運動部活動を支える環境整備

- (1) 指導体制
- 複数の指導者による多面的な指導ができるようにする。専門性を有した外部指導者や部活動指導員の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (2) 職員会議、顧問会議、保護者会、キャプテン会議
- 各部の現状や課題を共有し、学校全体で課題解決に向けた取組が行えるようにする。

③ 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 休養日、活動時間の設定
- ア 和歌山県運動部活動指針に基づきつつ、生徒の発達段階や健康状態・体調を考慮し、学校生活に支障のない範囲で設定する。
- イ 考查発表中及び考查中は活動停止とする。ただし、特段の事情が認められた場合は平日に限り、1時間程度の活動を行うことができるものとする。
- (2) 指導方法
- 運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。
- (3) 体罰・不祥事等の防止
- ア 体罰やセクシュアル・ハラスメント等は絶対に起こさない。
- イ 活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。また、その取扱いについては細心の注意を払う。
- (4) 安全管理と事故防止
- ア 生徒が常に安全に活動できるよう事故防止に努める。もし、事故が起きた場合は、マニュアルに従い適切に対応する。
- イ 定期的に施設・設備・用具の点検・補修を行う。
- ウ 環境条件（気温・湿度・急激な天候の変化等）に応じた適切な指導に努める。